

## スマート電話パック(V)利用規約

株式会社セールスパートナー

### 第1条 (本サービスの内容)

「スマート電話パック(V)」(以下「本サービス」といいます。)は、株式会社セールスパートナー(以下「当社」といいます。)がおお客様に対し、「スマート電話パック(V)利用規約」(以下「本規約」といいます。)に基づき提供するサービスをいいます。なお、本サービスは「イエデンアプリサービス」・「かけつけサポート」を組み合わせたサービスであり、各サービスの詳細は別紙に定めるが、本規約の定めと別紙に定める各別の規約等の定めが矛盾抵触する場合には、本規約が優先して適用されるものとします。

### 第2条 (本サービスの利用)

本サービスの利用を希望するお客様は、本規約に同意の上、当社の定める方法により本サービスを利用するための登録(以下「利用登録」といいます。)を行うものとします。なお、利用登録を完了させ、当社が承諾したお客様を「本サービス利用者」といいます。

### 第3条 (利用料金)

1. 本サービスの利用料金(以下「本料金」といいます。)は、月額700円(税抜)とします。
2. 本サービス利用者は、本料金を、当社が指定する方法にて、当社が指定する期日までに支払うものとします。
3. 本サービス利用者が、月の途中で本サービスに申込み場合、及び、月の途中で本サービスに関する利用契約(以下「利用契約」といいます。)が終了した場合、当該月の本料金の日割り計算は行われずものとします。
4. 当社の責めに帰すべき事由によらず、本サービスの全部ないし一部を使用することができなくなった場合であっても、本料金の減額・返還、損害賠償を含め、当社は一切の責任を負わないものとします。なお、本サービスを使用することができなくなった場合には、当社は、本サービスの復旧に努めるものとします。

### 第4条 (遅延損害金)

当社は、本サービス利用者が利用契約に基づく債務の支払を遅延したときは、本サービス利用者に対し支払期日の翌日から完済に至るまで、年率14.6%の割合による遅延損害金を請求することができるものとします。

### 第5条 (お問合せ)

本サービス利用者は、当社に対して本サービスに関する問合せを行う場合、当社の定める方法により当社に対して連絡をするものとします。

### 第6条 (本サービス・規約の変更)

1. 当社は、本サービス利用者に対する事前の通知又は承諾を得ることなく、本規約又は本サービスの内容を変更することができるものとします。
2. 当社は、前項に基づき本規約又は本サービスの内容を変更した場合、変更後の本規約又は本サービスの内容を本サービス利用者へ当社が指定する方法により通知するものとします。
3. 本規約又は本サービスの内容が変更された場合、変更後の本規約及び本サービスの内容が適用されるものとします。
4. 当社は、本サービス利用者に対する事前の通知又は承諾を得ることなく、本サービスの一部又は全部を変更又は廃止することができるものとします。

### 第7条 (禁止事項)

本サービス利用者は、本サービスを利用するにあたり、以下の各号に定める行為を行ってはならないものとします。

- ① 第三者又は当社の著作権、商標権、その他の権利を侵害する行為、又は侵害するおそれのある行為。
- ② 第三者又は当社の財産若しくはプライバシーを侵害する行為、又は侵害するおそれのある行為。
- ③ 第三者又は当社の名誉、信用を毀損し、又は誹謗中傷する行為。
- ④ 第三者又は当社に不利益若しくは損害を与える行為、又はそのおそれのある行為。
- ⑤ 関係法令若しくは公序良俗に反する行為若しくはそのおそれのある行為。
- ⑥ 申込に当たって虚偽の事項を記載する行為。
- ⑦ 受信者の同意を得ることなく、広告宣伝又は勧誘のメールを送信する行為。
- ⑧ 受信者の同意を得ることなく、受信者が嫌悪感を抱く、又はそのおそれのあるメールを送信する行為。
- ⑨ 利益目的で自己の事業において利用する行為。
- ⑩ 他人になりすまして各種サービスを利用する行為
- ⑪ 猥褻、虐待等、児童及び青少年に悪影響を及ぼす情報、画像、音声、文字、文書等を送信、記載又は掲載する行為
- ⑫ 無限連鎖講(ネズミ講)若しくはマルチまがい商法を開設し、又はこれを勧誘する行為
- ⑬ 連鎖販売取引(マルチ商法)に関して特定商取引に関する法律(昭和51年法律第57号)に違反する行

為

- ⑭ ウィルス等の有害なコンピュータープログラム等を送信し、又は掲載する行為
- ⑮ 犯罪行為又はそれを誘発若しくは扇動する行為
- ⑯ 売春、暴力、残虐等、公序良俗に違反し、又は他人に不利益を与える行為
- ⑰ 電子メールの送受信上の支障を生じさせるおそれのある電子メールを送信する行為
- ⑱ 当社若しくは他社の設備の利用若しくは運営、又は他の契約者の平均的な利用の範囲に支障を与える行為又は与えるおそれがある行為
- ⑲ 前各号に該当するおそれがあると当社が判断する行為。
- ⑳ その他、本規約の規定に違反すると当社が判断する行為及び当社が不適切と判断する行為。

## 第8条（権利譲渡の禁止）

本サービス利用者は、当社の書面による事前の承諾なくして本サービス利用者として有する権利及び義務の全部又は一部を第三者に譲渡又は担保に供する等一切の処分をしてはならないものとします。

## 第9条（損害賠償）

本サービス利用者が本規約の各条項のいずれかに違反したことにより、当社又は第三者に損害を与えた場合には、当社又は第三者が被った損害（逸失利益、訴訟費用及び弁護士費用等を含むがこれに限定されないものとします。）等を全額賠償する責任を負うものとします。

## 第10条（通知）

1. 当社から本サービス利用者への通知は、書面の送付、電子メールの送信、ファックスの送信、Webサイトへの掲載又はその他当社が適切と判断する方法により行うものとします。
2. 前項の通知が書面の送付による場合、当該書面が送付された日の翌々日（但し、その間に法定休日がある場合は法定休日を加算した日）に本サービス利用者へ到達したものとみなすものとし、電子メールの送信又はファックスの送信による場合は、当該電子メール若しくは当該ファックスが送信された時点で本サービス利用者へ到達したものとみなすものとします。また、前項の通知がWebサイトへの掲載による場合、Webサイトに掲載された時点で本サービス利用者へ到達したものとみなすものとします。
3. 本サービス利用者が第1項の通知を確認しなかったことにより不利益を被ったとしても、当社は一切責任を負わないものとします。

## 第11条（利用目的）

当社は、本サービス利用者に関する情報を、以下の各号に該当する場合において利用するものとします。

- ① 本サービスを提供する場合（利用料金等に関する請求・受付審査等を行う場合を含みます）。
- ② 本規約又は本サービスの変更に関する案内をする場合。
- ③ 本サービスに関し緊急連絡を要する場合。
- ④ 当社、当社の親会社及び当該親会社の子会社（以下、総称して「当社等」といいます。）が取扱う各種商材に関する案内をする場合。
- ⑤ 当社等が、キャンペーン・アンケートを実施する場合。
- ⑥ マーケティングデータの調査、分析、新たなサービス開発を行う場合。
- ⑦ 当社等及び業務提携企業に提供する統計資料の作成を行う場合。
- ⑧ 法令の規定に基づく場合。
- ⑨ 本サービス利用者から事前の同意を得た場合。

## 第12条（免責）

1. 当社は、内乱、火災、洪水、地震、その他の自然災害又は政府の規制等、当社の支配することのできない事由（以下「不可抗力」といいます。）により、本規約の履行の遅滞又は不履行が生じた場合であっても一切責任を負わないものとします。
2. 当社は、本サービスの正確性、有用性、完全性、その他利用者による本サービスの利用について一切の保証を行わず、本サービスの利用に基づき本サービス利用者が損害を被った場合でも、当該損害を賠償する責任を負わないものとします。
3. 通信回線や移動体通信機器等の障害等による本サービスの中断・遅滞・中止により生じた損害、その他本サービスに関して本サービス利用者へ生じた損害について、当社は一切責任を負わないものとします。
4. 本サービス利用者が本規約等に違反したことによって生じた損害については、当社は一切責任を負いません。

## 第13条（報告義務）

1. 本サービス利用者が、氏名、商号、代表者、住所又は連絡先等を変更する場合、当社に対して速やかに連絡を行うものとします。
2. 本サービス利用者が、前項に記載する変更後の氏名、住所又は連絡先等の契約者情報の通知を怠った場合は、当社が本サービス利用者の変更前の氏名、商号、代表者、住所又は連絡先等の契約者情報に発送した書面等は、全て本サービス利用者に対して発送した時点において到着したものとします。

3. 本サービス利用者が、前項に基づく連絡を怠った場合、連絡の不履行に基づき生じた損害については、当社は一切責任を負いません。

#### 第14条 (第三者への委託)

当社は、本サービスに関する業務の一部又は全部を、本サービス利用者の事前の承諾、又は本サービス利用者への通知を行うことなく、任意の第三者に委託できるものとします。

#### 第15条 (秘密保持)

本サービス利用者は、本サービスの利用に関連して知り得た当社の業務上、技術上、販売上の秘密情報を第三者に一切開示、漏洩しないものとします。

#### 第16条 (本サービスの提供の停止及び利用契約の解除)

1. 当社は、本サービス利用者が次の各号のいずれかに該当する場合には、何らの通知、催告を要せず直ちに、本サービスの提供の一部又は全部を停止し、もしくは利用契約を解除することができるものとします。
  - ① 本サービス利用者が、本サービスに関する利用料金の支払を一度でも怠ったとき。
  - ② 本サービス利用者が、第7条に定める行為を行ったとき。
  - ③ 本サービス利用者が仮差押、差押等の処分を受けたとき、もしくはそれらのおそれがあるとき。
  - ④ 本サービス利用者が、民事再生手続、破産等の申立てを行い又は第三者により申立てられたとき、もしくはそれらのおそれがあるとき。
  - ⑤ 死亡したとき。
  - ⑥ 支払停止、若しくは支払不能に陥ったとき、又は手形・小切手の不渡りにより金融機関から取引停止の処分を受けたとき。
  - ⑦ 被後见人、被保佐人又は被補助人の宣告を受けたとき。
  - ⑧ 資産、信用、支払能力等に重大な変更を生じたときと当社が認めたとき。
  - ⑨ 民事訴訟又は刑事訴訟の対象 (捜査報道がされた場合を含む) となり、当社に不利益を与えたとき、又は、その恐れがあるとき。
  - ⑩ 反社会的勢力の構成員もしくは関係者であることが判明したとき。
  - ⑪ 本サービス利用者が法令に反する行為を行ったとき、過去に同様の行為を行っていたことが判明したとき、もしくはそれらのおそれがあるとき。
  - ⑫ 本サービス利用者の責めに帰すべき事由により、当社の本サービスの提供に支障を及ぼし又は及ぼすおそれのある行為をしたとき
  - ⑬ 本サービス利用者が第13条に違反したとき
  - ⑭ 当社から本サービス利用者に対する連絡が不通となったとき
  - ⑮ 本サービス利用者が申込にあたって虚偽の事項を記載したことが判明したとき、もしくはそのおそれがあるとき。
  - ⑯ その他、当社が本サービス利用者に対して本サービスを提供することが不相当と判断したとき。
  - ⑰ 前各号に掲げる事項の他、本サービス利用者の責めに帰すべき事由により、当社の業務の遂行に支障をきたし、またはきたすおそれが生じたとき。
  - ⑱ 本規約の規定に違反すると当社が判断したとき又はその他当社が本サービス利用者に対して本サービスを提供することが不相当と当社が判断したとき。
2. 当社は、前項に基づき本サービスの一部又は全部の提供を停止したこと、もしくは、利用契約を解除したことにより本サービス利用者に損害が生じた場合でも一切責任を負わないものとします。

#### 第17条 (サービスの廃止)

1. 当社は、当社の判断により、本サービスの全部又は一部を廃止することがあります。
2. 当社は、前項の規定により本サービスの全部又は一部を廃止するときは、本サービス利用者に対し、廃止する日の1ヶ月前までに、その旨を通知します。
3. 当社は、本サービスの一部又は全部が廃止したことにより本サービス利用者に損害が生じた場合でも一切責任を負わないものとします。

#### 第18条 (解約)

本サービス利用者が、本サービスの解約を行う場合、本サービス利用者は当社に対して、当社が指定する方法にて解約の申請を行うものとします。また、本サービスの一部の解約はできないものとします。なお、解約日は、当月の末日までに本サービスの解約手続きが完了した場合は、当該手続きが完了した日の属する月の末日となります。

#### 第19条 (料金等)

1. 本サービス利用者が当社に対して支払った一切の料金は返還されないものとします。
2. 本サービス利用者は、理由の如何を問わず利用契約が終了した場合、当社に対する一切の債務を、利用契約が終了した日の属する月の翌月末日までに当社に対し弁済するものとします。

## 第20条 (契約期間)

当社にて、本サービス利用者が、本サービスに関する支払方法の登録が完了し、当社が本サービス利用者に対して、当該完了に関する通知書を発送した日又は別途当社が指定する日より、本サービス利用者は、本サービスの利用が可能となります。

## 第21条 (サービス内容の変更)

当社は、本サービス利用者の承諾を得ることなく、本サービスの料金、サービス内容、各種手数料ならびにこれに付随するサービス内容等を変更することがあります。その場合には、当社は変更後のサービス内容を本サービス利用者に通知するものとし、以後、変更後のサービス内容が適用されるものとしします。

## 第22条 (期限の利益の喪失)

本サービス利用者が、第16条第1項の各号のいずれかに該当した場合、期限の利益を喪失し、当社に対する債務を直ちに支払わなければならないものとしします。

## 第23条 (合意管轄)

本規約又は本サービスに関連して訴訟が生じた場合は、訴額に応じて、東京地方裁判所又は東京簡易裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とします。

## 第24条 (信義誠実の原則)

本規約に定めのない事項又は本規約の各条項の解釈に疑義が生じた場合は、本サービス利用者と当社が誠意をもって協議し解決を図るものとしします。

## 第25条 (法令等の遵守)

本サービス利用者は、本サービスの利用にあたり、電気通信事業法(昭和59年12月25日法律第86号)、特定電子メールの送信の適正化等に関する法律(平成14年4月17日法律第26号)その他関連法令、本規約を遵守するものとしします。

以上

平成29年7月5日 制定

## イエデンアプリサービス 利用規約

## 第1章 総則

上前に行うものとします。

## 第1条 (規約の適用)

株式会社セールスパートナー（以下「当社」といいます）は、このイエデンアプリサービス利用規約（見積書、仕様書およびその他当社が提示する書類を含みます。以下「本規約」といいます）に基づき、モバイル家庭用電話サービス（以下「本サービス」といいます）を提供いたします。

## 第2条 (用語の定義)

本規約で使用する用語の意味は、次のとおりとします。

## (1) 電気通信設備

電気通信を行うための機械、器具、線路その他の電气的設備

## (2) 電気通信サービス

電気通信設備を使用して他人の通信を媒介し、又は電気通信設備を他人の通信の用に供するサービス

## (3) 本サービス

東日本電信電話株式会社および西日本電信電話株式会社（以下「NTT」といいます）が提供するひかり電話とスマートフォン端末を利用することにより、スマートフォン端末でひかり電話からの外線発着信とイエデンアプリ（第6号に定義します）間の内線通話を行うことができるサービス

## (4) 本契約

当社から本サービスの提供を受けるため、本規約を内容として締結される契約

## (5) 契約者

当社と本サービス契約を締結している者

## (6) イエデンアプリ

本サービスを利用するために必要なコンピュータソフトウェアおよびそれに関連した媒体、当該ソフトウェアに追加又は修正されたソフトウェア（これらの複製物およびマニュアルなどの紙媒体に記録された情報又はデータなどの電子媒体に記録された情報を含みます）

## (7) 端末機器

本サービスを利用するために契約者が用意する端末機器（スマートフォン端末）

## (8) ID

契約者の識別をすることを目的として定める英字および数字の組み合わせの符号で、契約者がイエデンアプリを利用するために1のイエデンアプリ毎に割り当てられるもの

## 第3条 (規約の変更)

当社は、契約者の承諾を得ることなく、本規約を変更することができるものとし、契約者および当社は変更後の規約に拘束されるものとします。但し、契約者に著しく不利益な変更の場合は、第4条（通知）に定める通知を1ヶ月以

## 第4条 (通知)

1. 当社から契約者への通知は、原則として書面、電子メールによる送信又は当社のホームページ上での掲載により行なうものとします。
2. 当社から契約者への通知は、当社から発信された時点より効力を生じるものとします。又、当社のホームページ上に掲載した場合、掲載された時点より効力を生じるものとします。

## 第5条 (本規約と個別の規約等)

1. 本規約の定めと個別の規約、前条の通知、その他の方法で行なう案内、注意事項又は運用ルール等（以下「個別の規約等」といいます）の定めが異なる場合、別段の定めがない限り、個別の規約等の定めが優先して適用されるものとします。
2. 前項の個別の規約等は、本規約の一部を構成するものとし、契約者はこれに従うものとします。

## 第2章 サービス

## 第6条 (サービスの種類)

本サービスは、モバイル家庭用電話サービスであり、その詳細は別に定めるものとします。

## 第7条 (提供区域)

本サービスの提供地域は、日本国内とします。

## 第8条 (利用条件)

契約者は、当社が別に定める技術的条件に適合する環境下において本サービスを利用するものとします。

## 第9条 (本サービスの変更等)

1. 当社は、事前に通知その他の手続をすることなく、本サービスおよびその内容の全部又は一部を変更又は追加することができるものとします。但し、契約者にとって著しく不利な本サービスおよびその内容の変更の場合、当社は事前に契約者に対し通知するものとします。
2. 当社は事前に通知することで、契約者の承諾を得ることなく、本サービスの全部又は一部を廃止できるものとします。

## 第3章 ソフトウェアおよび端末機器

## 第10条 (イエデンアプリ)

1. 当社は、契約者に対し、以下の利用範囲でイエデンアプリの利用を許諾します。
  - (1) 契約者の端末機器に、イエデンアプリをインストールするために複製する行為
  - (2) 動作確認を行うために必要な範囲で、端末機器上で使用する行為
  - (3) 本サービスの利用を目的として、イエデン

- アプリを使用する行為
2. 当社は、当社の判断によりイエデンアプリの改良又は改修を行う場合があります。この場合、契約者は端末機器にインストールされたソフトウェアを最新の状態に更新するために必要な措置を行うものとします。
  3. 前項後段に定める措置を契約者が怠り、イエデンアプリの更新をしないことにより、本サービスの利用に不具合が発生した場合であっても、当社は、一切の責任を負いません。

#### 第11条 (イエデンアプリの制限事項)

1. イエデンアプリの使用に際して、契約者は以下のことを行ってはならないものとします。
  - (1) イエデンアプリを修正、改変、翻案、又はイエデンアプリの派生製品を制作すること。
  - (2) リバースエンジニアリング、逆コンパイル、逆アセンブルその他の方法で、イエデンアプリのソースコードを発見しようとする事。
  - (3) 保管の場合を除き、イエデンアプリを複製すること。
  - (4) 国内外を問わず、イエデンアプリを販売、貸与、頒布、リース、担保設定、もしくは権利譲渡の対象又はその他の処分の対象とすること。
  - (5) イエデンアプリ又はイエデンアプリに関するドキュメントに付された原所有権に関する表示やラベルを取り除くこと。
  - (6) イエデンアプリの構成部分を分離すること又は分離して利用すること。

#### 第12条 (端末機器)

1. 契約者は自らの責任と費用において、本サービスの利用に必要な端末機器を自ら調達するものとします。
2. 当社は、技術的必要性がある場合には、本サービスの利用のために必要又は適した端末機器を推奨することがあります。この場合、推奨された端末機器の採否は契約者の責任において行うものとし、当社は、当該推奨による責任を負担しないものとします。

### 第4章 契約の締結

#### 第13条 (契約の申込みおよび承諾)

1. 申込者は、本規約に同意の上、当社所定の手続きに従って本契約を申込みものとします。
2. 前項の契約の申込みがあったときは、当社は、申込者が以下のいずれかに該当すると判断した場合を除き契約の申込みを承諾します。
  - (1) 当社所定の料金（初期費用、月額費用、各種手数料、その他の料金を含み、以下総称して「料金等」といいます）の支払いを怠っている、又は怠るおそれがあるときもしくは過去に怠ったことがあるとき。
  - (2) 当社の業務の遂行上又は技術上著しい困難があるとき。
  - (3) 本規約に違反している、又は違反するおそ

れがあるときもしくは過去に違反したことがあるとき。

- (4) 申込みにあたり虚偽の届出をしたとき。
- (5) その他、当社の裁量により、当社が申込みを承諾することが適当でない判断をしたとき。

#### 第14条 (契約の成立)

1. 申込者による申込みに対して、当社が承諾し、その旨を通知した時に本契約が成立するものとします。
2. 当社が承諾した後は、契約者は申込みを取り消すことはできないものとします。

#### 第15条 (本契約の単位)

本サービスは、1つのID毎に1の本契約が成立するものとします。

#### 第16条 (利用開始日)

契約者がイエデンアプリにID等本サービスの利用に必要な情報を入力し、登録が完了した日を利用開始日とします。

#### 第17条 (有効期間・最低利用期間)

本サービスには最低利用期間はありません。

### 第5章 権利の譲渡および地位の承継

#### 第18条 (権利義務の譲渡)

契約者は、本契約上の地位および本契約から生じる権利義務を第三者に譲渡又は再販売できないものとします。

#### 第19条 (契約者の地位の承継等)

1. 法人の合併等により契約者の権利義務の承継が発生した場合、契約者の地位も承継されるものとし、合併後存続する法人もしくは合併により設立された法人は、これを証明する書類を添えて、速やかに当社所定の手続きに従い届け出るものとします。
2. 契約者が死亡した場合、本契約は終了又は承継されるものとし、相続人はそのいずれかを選択することができるものとします。ただし、当該契約者の相続人からの第25条(契約者による解約)に従った解約の通知又は次項に定める通知がない限り、当社は相続人に対し料金等を請求できるものとします。
3. 前項の場合に、相続人が契約者の地位の承継を希望するときには、正当な相続人であることを証明する書類を添えて、速やかに当社所定の手続きに従い届け出るものとします。
4. 前項の場合に、相続人が2人以上あるときは、そのうちの1人を当社に対する代表者と定め、これを届け出るものとします。また、これを変更したときも同様とします。
5. 当社は、前項に定める代表者の届出があるまでの間、その相続人のうちの1人を代表者として取り扱います。

#### 第20条 (届出事項の変更)

1. 契約者は、当社への届出事項（氏名、住所、請求書の送付先、電話番号およびメールアドレス等）に変更等があったときは速やかに当社所定の手続きに従い、当社に届け出るものとします。
2. 前項の届出をしないことにより、契約者が、当社からの通知が到達しないなどの不利益を被った場合でも、当社は一切責任を負わないものとし、通常到達すべき時に到達したものとみなします。

## 第6章 通信停止および契約の解約等

### 第21条（運用の中断）

1. 当社は、以下のいずれかの事由があるときは、本サービスの運用を中断することがあります。
  - (1) 当社設備の保守又は工事等やむを得ない事由があるとき。
  - (2) 当社設備の障害又は故障等やむを得ない事由があるとき。
  - (3) 当社以外の電気通信事業者が電気通信サービスの提供を停止することにより、当社が本サービスの提供を行うことが困難となったとき。
  - (4) 契約者の電気通信設備に起因する障害が発生したとき。
2. 当社は、前項の規定により本サービスの運用を中断するときは、予めそのことを契約者に通知します。但し、緊急やむを得ない場合又は、前項第3号若しくは第4号に該当する場合は、この限りではありません。

### 第22条（利用の停止）

1. 当社は、本サービスの契約者が次のいずれかに該当する場合は、一定の期間（第1号の場合にあっては、その料金等が支払われるまでの間）を定めて、その本サービスの利用を停止することがあります。
  - (1) 料金等その他の債務について、支払期日を経過してもなお支払われないとき。
  - (2) 本規約の規定に違反したとき。
  - (3) 利用者が第31条（禁止事項）第1項各号の規定に違反又は違反のおそれがあるとき。
  - (4) 違法に若しくは違法となるおそれのある態様、又は明らかに公序良俗に反する態様において本サービスを利用したとき。
  - (5) 当社セキュリティポリシーに違反する行為をしたとき。
  - (6) 前各号のほか、本サービスに関する当社の業務の遂行又は当社の電気通信設備に著しい支障を及ぼし、又は及ぼすおそれがある行為をしたとき。
2. 当社は、前項の規定により本サービスの利用を停止するときは、あらかじめその理由、実施期日および期間を本サービス契約者に通知します。但し、緊急やむを得ないときはこの限りではありません。

### 第23条（通信・通話時間の制限等）

1. 当社は、通信・通話が著しく輻輳するときは、

通信・通話時間又は特定の地域の回線等への通信・通話の利用を制限することがあります。

2. 3時間を超える長時間の保留呼等が発生した場合、当社は、通信・通話を切断する場合があります。
3. 本サービスに係る通話の品質については、当社以外の電気通信事業者が提供する電気通信サービスの影響等により変動する場合があります。なお、当社は通話品質の保証をしません。
4. 契約者の端末機器環境を含む通信設備や利用形態、ネットワークの混雑状況等により通話品質に影響が出る場合や本サービスを利用した発信、着信および通話ができない場合があります。
5. 通信状態により端末機器から送出されるPB信号（プッシュボタン信号）が着信側で正しく認識されない場合があります。

### 第24条（設備の修理又は復旧）

1. 契約者は、本サービスの利用中において異常を発見したときは、自己の端末機器に故障がないことを確認の上、速やかに当社に修理又は復旧の請求をするものとします。又、契約者は過去の事象については調査できない場合があることを承諾します。
2. 当社は、当社が設置する電気通信設備に障害が生じ、又はその設備が滅失したことを知ったときは、速やかにその設備を修理し、又は復旧します。

### 第25条（契約者による解約）

1. 契約者は、本契約を解約しようとする場合、当社に対し、解約を希望する月の当月末日までに当社所定の書面により解約の申請を行うものとし、当社は当月末日までに申請が確認できた場合、申請のあった月の当月末日で解約を行うものとします。
2. 契約者が解約をした場合でも、既に支払済みの料金等の払い戻しは行わないものとします。

### 第26条（当社による解約）

1. 当社は、契約者が以下のいずれかの事由に該当する場合は、契約者に対し事前の通知その他の手続きをすることなく、本契約の全部又は一部を解約できるものとします。
  - (1) 本規約に定める各条項に違反したとき、又は著しい背信行為があったとき。
  - (2) 申込みにあたり虚偽の届出をしたことが判明したとき。
  - (3) 本規約に違反したとき又は当社が不適当と判断したとき。
  - (4) 監督官庁等から営業許可の取消又は停止等の処分を受けたとき。
  - (5) 手形交換所の不渡処分を受けたとき、又は支払停止状態に至ったとき。
  - (6) 差押、仮差押、仮処分、公売処分、租税滞納処分その他の公権力の処分を受けたとき。
  - (7) 破産、民事再生手続開始、会社更生手続開始もしくは特別清算開始の申立てがあつ

- たとき。
- (8) 解散（合併の場合を除きます）又は営業廃止の決議をしたとき。
  - (9) 財産状態が悪化し又はそのおそれがあると認められる相当の事由があるとき。
  - (10) 料金等その他一切の債務について、当社がその支払を催告したにも関わらず、利用停止より相当期間経過してもなお支払われないとき。
  - (11) 暴力団、暴力団員、暴力団関係団体、暴力団関係者その他反社会勢力（以下、「暴力団等」といいます）であること、過去に暴力団等であったこと、暴力団等が経営に関与していること等が判明したとき。
2. 契約者は、前項各号に該当した場合、当然に期限の利益を喪失し、当社は契約者に対して通知その他の手続きを要せず、直ちに当社に対する一切の債務の支払いを請求できるものとします。
  3. 本条第1項の定めにより契約が解約されたことにより契約者に生じた損害について、当社は、一切の責任を負いません。
  4. 本条第1項の定めにより契約が解約された場合であっても、当社は契約者に対する損害賠償請求権を失わないものとします。
  5. 当社は、本条の定めにより、本契約が解約された場合でも、既に支払済みの料金等の払い戻しは行わないものとします。

## 第7章 料金等

### 第27条（料金等）

1. 当社が提供する本サービスの料金等については、別に定めるところによります。
2. 契約者は当社に対して、本契約が成立したときから料金等を支払う義務を負うものとします。
3. 第21条（運用の中断）、第22条（利用の停止）があった場合においても、契約者は本条第2項に係る義務を負うものとします。
4. 当社は、当月1日から末日までを1料金月として、料金を計算します。
5. 本サービスの利用開始日又は解約日が暦月の中途であっても、日割り計算は行わず、当社は、料金等について月単位で契約者に請求するものとします。
6. 料金等その他の計算結果に1円未満の端数が生じた場合、これを切り捨てるものとします。

### 第28条（請求および支払）

1. 契約者は、当社が定める期日までに当社所定の方法により料金等を支払うものとします。
2. 契約者が料金等を支払う際に要する費用は、契約者の負担とします。
3. 契約者が料金等を支払い期日までに支払わないことにより、当社が催告その他の手続き等に要した費用については、契約者の負担とします。
4. 当社が契約者に請求する料金は、消費税相当額が加算されるものとします。

### 第29条（遅延損害金）

1. 契約者が料金を期日までに支払わない場合、支払い期日の翌日から支払い済みまで年14.5%の割合による遅延損害金を、当社所定の方法で当社に支払うものとします。
2. 前項の支払いに必要な振込手数料その他の費用は、契約者の負担とします。

## 第8章 契約者の義務等

### 第30条（IDの管理）

1. 契約者は、当社が発行するIDを管理する義務を負うものとします。
2. 契約者は、自己のIDを第三者に使用させ、又は売買、譲渡もしくは貸与等してはならないものとします。
3. 当社は、契約者のIDによる本サービスの利用を、契約者自身による利用とみなします。
4. 当社は、契約者がIDを第三者に利用され、本サービスの利用があった場合でも、契約者の故意過失の有無に関わらず、その料金を当該契約者に請求できるものとし、契約者が被る損害等について一切責任を負わないものとします。但し、当該損害が専ら当社の責めに帰する事情により発生した場合はこの限りではありません。

### 第31条（禁止事項）

1. 当社は、以下の行為を禁止事項と定め、契約者はこれを行ってはならないものとします。
  - (1) 通信を故意に保留したまま放置し、その他通信の伝送交換に妨害を与える行為
  - (2) 多数の不完了呼を故意に発生させる等、通信の輻輳を生じさせるおそれのある行為
  - (3) 本人の同意を得ることなく不特定多数の第三者に対して自動電話ダイアリングシステムを用い又は合成音声もしくは録音音声等を用いて、商業的宣伝や勧誘などを行う行為
  - (4) 自動ダイアリングシステムを用い又は合成音声通信もしくは録音音声等を用い、第三者が嫌悪感を抱く音声通信をする行為
  - (5) 当社又は本サービスの信用を毀損するおそれのある方法で本サービスを利用する行為
  - (6) その他法令、条約（輸出法令を含みます）等に違反する行為、又は違反のおそれのある行為
  - (7) 当社設備、第三者の設備、当社又は第三者の業務、もしくはインターネット接続環境等に重大な影響を及ぼす行為
  - (8) 本サービスを、契約者以外の第三者に再販売若しくは提供する行為
  - (9) IDを不正利用する行為
  - (10) 本サービスを利用する他契約者に対する状況の調査、若しくはその試み
  - (11) その他、前各号に準ずる行為
2. 契約者が前項各号のいずれかに該当していると当社が判断した場合、当社は通知その他の手続をすることなく以下の措置を行うことができるものとします。
  - (1) 契約者に対し、当該行為の中止、修正、そ

の他必要な措置等を行なうことを要求すること

- (2) 当該契約者に係る本サービスの利用の全部又は一部を停止すること
  - (3) 当該契約者に係る本契約を解約すること
  - (4) その他、禁止行為を停止するために必要な措置を行なうこと
3. 当社は前項の措置を行う義務を負うものではなく、当社が前項の措置等を行なわないことにより契約者又は第三者が被った損害に関して、一切責任を負わないものとします。

#### 第32条 (契約者の協力)

1. 本サービスの利用方法、イエデンアプリの取扱い方法、その他の使用環境や使用条件に過誤や不備があると当社が判断した場合、契約者は当社の指示に従うものとします。
2. 当社又は当社以外の電気通信事業者等のネットワーク、設備又は回線等(国内外を問いません)を経由又は利用する場合、契約者は当該ネットワークの規制等に従うものとします。

### 第9章 雑則

#### 第33条 (反社会的勢力の排除)

1. 契約者は、当社に対して、次の各号の事項を表明し確約するものとします。
  - (1) 自らが、暴力団、暴力団員、暴力団準構成員、暴力団関係企業、総会屋等、社会運動等標ぼうゴロ、特殊知能暴力集団等、その他これらに準ずる者等、暴力・威力と詐欺的手法を駆使して経済的利益を追求する集団又は個人である反社会的勢力(以下、総称して「反社会的勢力」といいます)に該当せず、将来も反社会的勢力とならないこと。
  - (2) 自らの役員(代表者、取締役又は実質的に経営を支配する者)が反社会的勢力に該当せず、将来も反社会的勢力とならないこと。
  - (3) 自らの業務委託先等として反社会的勢力を利用しないこと。
  - (4) 本契約等の有効期間内に、自ら又は第三者を利用して、次の行為をしないこと。
    - ① 暴力的な要求行為。
    - ② 法的な責任を超えた不当な要求行為。
    - ③ 取引に関して、脅迫的な言動をし、又は暴力を用いる行為。
    - ④ 虚偽の風説を流布し、偽計を用い又は威力を用いて相手方の信用を毀損し、又は相手方の業務を妨害する行為。
    - ⑤ その他前記に準ずる行為。
2. 本契約の有効期間内に契約者が前項の確約事項のいずれかに反することが判明した場合には、契約者に責めに帰すべき事由があるか否かを問わず、契約者に対して何らの催告を要せずして、直ちに本サービスを停止し、又は本契約を解除することができるものとします。
3. 前項の場合において、本サービスの停止又は本契約の解除に起因し又は関連して契

約者に損害等が生じた場合であっても、当社は契約者に対して何ら責任を負わないとともに、当社に損害等が生じた場合、契約者に対する損害賠償請求は妨げないものとします。

#### 第34条 (損害賠償の範囲)

1. 当社は、当社の責めに帰すべき事由により、本サービスの提供をしなかったときは、本サービスが全く利用できない状態(本契約に係る電気通信設備による全ての通信に著しい支障が生じ、全く利用できない状態と同程度の状態となる場合を含みます。以下本条において同じとします)にあることを当社が知った時刻から起算して、24時間以上その状態が連続したときに限り、当社は、その全く利用できない時間を24で除した商(小数点以下の端数を切り捨てるものとします)に月額利用料の30分の1を乗じて算出した額を発生した損害とみなし、その額に限って賠償します。
2. 当社の故意又は重大な過失により本サービスの提供をしなかったときは、前項の規定は適用しません。
3. 当社は、本サービスおよびイエデンアプリの故障又は保守サービスの提供のため、契約者が本サービス又はイエデンアプリの利用又は利用不能の期間が発生した場合でも、一切責任を負わないものとします。但し、専ら当社の責めに起因するべき事由により各事象が発生した場合はこの限りではありません。
4. 当社は、予見可能性の有無に関わらず、間接損害、特別損害、偶発的損害、派生的損害、結果的損害および逸失利益については一切責任を負わないものとします。
5. 契約者は、損害賠償請求事由が発生してから90日を経過する日(事由発生日を算入せず90日とし、当該日が土曜、日曜、祝日の場合には、その直前の当社営業日までとします)までに損害賠償請求を行なわなかった場合、請求する権利を失うものとします。

#### 第35条 (免責)

1. 当社は、契約者が本サービスを利用したこと、又は利用できなかったこともしくは本規約に関連して損害を被った場合、本規約に明記されている場合を除き、債務不履行責任、不法行為責任、その他法律上の原因を問わず、一切責任を負わないものとします。
2. 当社は、本サービスの利用により取得可能な情報、イエデンアプリおよび保守サービス並びに利用方法等のお問い合わせに対する回答および対応につき、その動作、完全性、正確性、技術的特性、商品性、特定目的に対する適合性および権利侵害の不存在その他について明示、黙示を問わず何ら保証を行いません。
3. 当社は、契約者の行為については一切責任を負わないものとし、契約者は、第三者との間で紛争が生じた場合には自己の責任と費用により解決するとともに、当社を免責し、当社に損害を与えた場合には、当該損害を賠償する義務を負うものとします。

第36条 (再委託)

1. 当社は本サービスを提供するにあたり、その全部又は一部を第三者に委託して行なうことができるものとします。
2. 契約者は、本サービスの運用のため、当社が再委託先に対し、契約者情報を提供することを予め承諾します。

第37条 (準拠法)

本規約は日本法に準拠し、日本法により解釈されるものとします。

第38条 (協議)

本規約について疑義があるときは、契約者およ

び当社は双方誠意をもって協議の上決定するものとします。

第39条 (管轄)

紛争解決については、東京簡易裁判所又は東京地方裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とします。

(適用日)

本規約の適用日は2017年4月14日からとします。  
以上

制定日 2017年4月14日

## かけつけサポートの概要

G・O・G 株式会社

## 1. 定義・確認事項

- ① 「かけつけサポート」とは、運営元の提供する本サービスの1つとして、G・O・G株式会社（以下「G社」といいます。）の提供するパソコン機器の使用上のトラブル等対応サービス（以下「訪問サービス」といいます。）を、会員価格（通常価格から10%割引（※））にて利用できるサービスをいいます。  
※以下のURLで訪問サポート料金及び延長料金のみ割引対象で、オプション料金は対象外となります。
- ② 「訪問サービス」は、会員とG社との間で直接サービス利用に係る契約を締結の上で利用するものとなります。なお、訪問サービスの提供は、運営元の本サービスの内容に含まれません。
- ③ G社の提供する「訪問サービス」の概要・条件等は、本規約制定時点において、第2項以下のとおりです。会員は、G社への訪問サービスの利用契約の申込時に、都度、最新の情報等を確認するものとし、会員の自己の判断と責任において、訪問サービスを利用（申込み・契約締結を含みます。）するものとし、
- ④ 運営元は、会員の訪問サービスの利用およびそれに関連して生じた会員または第三者の損害に対して、いかなる責任も負わず、また一切の賠償・補償も行いません。

## 2. 「訪問サービス」の概要

- ① 訪問サービスとは、会員のもとに、G社の専門スタッフが訪問し、パソコンやルーターなどの機器の設定や、デジカメやプリンターなどの周辺機器の使い方などを有料（本サービスの利用料金とは別にG社所定の料金表に基づき、訪問サービスの利用に応じて会員はG社に支払いを行う必要があります。）にて利用可能なサービスです。
- ② 訪問サービスでは、G社は、会員に対して、会員価格（割引価格）による対応サポートを実施します。
- ③ 訪問サービスの内容、料金等は、以下のURLに規定されるG社所定の契約に従います（会員価格については除きます）。  
「ホームネットワーク接続機器の訪問サポート利用契約」

<https://www.gog.co.jp/terms/visitsupport.php>

- ④ 訪問サービスの内容は、予告なく内容が変更されることがあります。

## 3. サポート範囲

- ① 対象機器
  - (1) 日本国内でご購入されたパソコン及び周辺機器・スマートフォン・タブレット・インターネット対応機器
  - (2) 現在もハードウェア及びソフトウェアメーカーがサポートしている範囲内
- ② サポートエリア  
第2項記載のURLにてご確認ください。
- ③ 受付時間 電話受付 10時～20時（土日祝日も営業）※年末年始（12月31日～1月3日まで休み）
- ④ サポート開始時間 8時～23時（土日祝日も営業）※年末年始（12月31日～1月3日まで休み）

## 4. 利用方法

訪問サービスの、利用方法は以下の通りとなります。

- ① 利用の連絡を、下記の専用窓口（以下「専用窓口」といいます。）へ、会員本人から直接電話により、ご連絡ください。
- ② 専用窓口は、会員からの連絡を受けた際に、会員の本サービスの加入状況等の照会・確認をします。
- ③ 専用窓口は、会員の本サービスの加入が確認できた場合、会員の状況をヒアリングし、概算見積もり金額を提示をいたします。なお、実際の状況の診断前のため、この時点の見積もりは概算のものとなります。実際の訪問サービス提供時の診断後に見積もり金額が変わる場合もあります。
- ④ 会員とG社のスタッフが相談の上、会員が訪問サービスの利用を希望する場合は、G社のスタッフの訪問等の日時を決定し、スタッフが会員の自宅や会社等指定の場所に訪問等します。
- ⑤ G社のスタッフが訪問投資、会員の状況を解決等し、会員は、G社の請求に従い、G社に対して訪問サービス料金を支払うものとし、

## 【専用窓口】

Tel ; 0120-570-075

## 5. 訪問サービスの中断・中止

以下のいずれかに該当する場合、G社のスタッフは、訪問サービスのサポート作業を実施せずに作業を終了する場合があります。

- ① 申込内容がサポートの対象外である場合
- ② 申込内容に虚偽の事項が確認された場合
- ③ サポートに必要な情報等を開示いただけない場合
- ④ サポートに必要な機器や環境が整っていない場合
- ⑤ 対象機器に致命的障害があり、サポートを行えない場合
- ⑥ サポートの過程で、申込内容以外の追加作業が必要になり、追加料金のお支払いに承諾を得られない場合
- ⑦ 違法コピー等、日本国の法令に違反するサポートを要求された場合

- ⑧ その他 G社の定める場合

## 6. 免責事項

- ① 訪問サービスにおけるサポートは、情報の制限及び技術的な制限等を受けることから(正確性、利便性、有用性、完全性等)を保証するものではありません。
- ② サポートを利用することにより、対象機器のメーカー等の保証が受けられなくなる場合があります。
- ③ 対象機器等の環境により、サポート終了時間の保証はできません。
- ④ 作業環境及び会員の事由により、サポート終了時間が予定より長引いたり、終了できない可能性がある場合は、サポートを中止または延期することがあります。
- ⑤ その他、G社の定める事項。

以上